

西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性 向上と都市拠点形成に関する請願書

1 趣旨

本請願は、現在策定が進められている「第二次太宰府市都市計画マスタープラン(改訂版)」において、西鉄都府楼前駅周辺の位置づけを明確化し、西鉄五条駅周辺との役割分担を踏まえた多極型都市構造の形成を求めるものです。

西鉄都府楼前駅周辺は、一定の人口集積と駅利用実態を有し、大宰府政庁跡や水城跡などの歴史資源への玄関口として、「生活」と「歴史」が共存する地域特性を持っています。

一方で、生活利便性や歩行環境には課題もあり、高齢化や交通環境の変化を踏まえた生活基盤の向上が求められています。

本請願は、特定地域の優先を求めるものではなく、各駅の役割分担を整理し、太宰府市全体の持続可能なまちづくりにつなげることを求めるものです。

2 請願事項

1. 「第二次太宰府市都市計画マスタープラン(改訂版)」において、西鉄都府楼前駅周辺を「生活と歴史が調和する拠点」として明確に位置づける。
2. 西鉄五条駅周辺との役割分担を整理し、多極型都市構造としての方針を明示する。
3. 西鉄都府楼前駅周辺における生活利便性向上および駅前空間整備の方向性を整理する。
4. 段階的整備を前提とし、小規模な社会実験等から始められる環境整備の可能性について検討する。

3 理由

本市では、高齢化や交通環境・人口動態の変化が進む中、都市機能を一極集中させるのではなく、立地適正化計画に基づく多極型都市構造の形成が重要です。

立地適正化計画では、西鉄都府楼前駅周辺は西鉄五条駅周辺とともに中心拠点に位置づけられており、役割分担を踏まえた整備の方向性が求められています。

西鉄都府楼前駅周辺は、生活拠点としての実態と歴史資源へのアクセス性を兼ね備えています。高齢化の進展を踏まえ、徒歩圏内で生活しやすい環境整備や生活利便性・歩行環境の向上が求められます。

これらの方向性を「第二次太宰府市都市計画マスタープラン(改訂版)」の中で明確化する必要があります。加えて、周辺には歴史資源や埋蔵文化財包蔵地等が存在し、土地利用や整備に一定の配慮が求められる地域特性があることから、こうした特性を踏まえた行政の方針整理が求められます。

さらに、多極型の拠点形成は、防災面でのリスク分散、移動負担の軽減、地域内回遊性の向上にも寄与すると考えます。

こうした視点を踏まえ、段階的な環境整備や小規模な社会実験等を進めることで、地域に調和した「静かな賑わいの創出」や「安心して住み続けられる環境づくり」につながるものと考えます。

以上

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和 8 年 5 月 26 日

太宰府市議会議長 殿